

2. 事業の目的と概要	
(1) 事業概要	南スーダン難民とホストコミュニティの自立支援、および地域安定化と社会開発を促進するため、ウガンダ北部アジュマニ県において難民とホストコミュニティの脆弱層計65名を対象に、洋裁、編物、木工大工、レンガ敷設の職業訓練と、その後のビジネス開業や組織化・ブランディング、開業資機材提供の支援を行う。また事業期間において裨益者が人間の基本的ニーズを満たして訓練に専念できるように、施設での給食提供や生活支援も同時に行う。 In order to support South Sudanese refugees and Host community to be Self-reliant and enhance community stabilization and social development, this project provides vulnerable people of refugees and community with vocational trainings and business setup support.
(2) 事業の必要性 (背景)	(ア) ウガンダ政府は、漸進的難民法(2006)、難民規則(2010)において、非常に進歩的な難民政策を実施し、難民登録の権利、移動・就労の自由、教育や医療等の公共サービスへのアクセス、居住地や農地の割り当てを認めている。また国家開発計画 II (NDPII) のガバナンス政策で難民緊急対策の能力強化を実施しており、居住区変容アジェンダ (STA) を掲げている。これは難民の自立達成と地域への定住、ホストコミュニティの社会開発の促進を同時に達成し、国と地域レベルで開発を行う政策であり、多数の難民を抱えている本事業地において早急な対策が必要である。 2016 年の南スーダン情勢悪化後、暴力や略奪等から逃れるため難民の 4 割以上の 106 万人がウガンダへ流入しており、国連と当該国政府の国連開発支援枠組み (UNDAF) を通した「難民及びホストコミュニティのエンパワーメント (ReHoPE)」では、双方に対する経済的な自立支援が不可欠とされている。 (イ) 当会の国レベルのパートナーであるウガンダ政府首相府 (OPM) との MOU (覚書) 締結に向けたプロセスでは、緊急支援ではなく自立支援の必要性を強く指摘され、本事業を実施する事の要請を受け、MOU 締結が完了している。また難民対策を統括する国連機関 (UNHCR) とも職業訓練による自立支援のニーズ確認し、事業実施の調整を完了している。本事業対象アジュマニ県パギリニア居住区難民は 2016 年の避難以降、収入手段を持たず緊急支援に依存しており、ホストコミュニティは国内でも最貧困層が最も多い地域の一つで難民受入により土地・資源の共有等でリスクを抱えている。アジュマニ県東部のホストコミュニティの就業率 (16~64 歳) は 63.5% で、大半が農業の収入によるものだが、衣食住・教育・医療など人間としての基本的ニーズを満たすことが困難な状態である。また 18~30 歳の 24% が仕事を持たず教育も受けていない。難民の就業に関しては、ホストコミュニティと比べ農業による収入を得る土地もなく、収入源を持つ人口は 1 割にも満たないと想定される。上述の背景により、対象地域の難民及びホストコミュニティへ職業訓練を通した自立支援、また地域の社会開発を促進する支援が求められている。

	●「持続可能な開発目標 (SDGs)」との関連性 (イ)「持続可能な開発目標 (SDGs)」において、目標 10【国内および国家間の不平等を是正する】内のターゲット 10.2「2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々のエンパワーメント、および社会的、経済的、および政治的な包含を促進する」のように、難民という立場に関わりなく包含的なエンパワーメントが不可欠である。さらに目標 1【あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ】内のターゲット 1.5「2030 年までに、貧困層や脆弱な立場にある人々のレジリエンスを構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的打撃や災害に対するリスク度合いや脆弱性を軽減する」のように、国内での経済格差を抱え、難民を受け入れるホストコミュニティの社会開発も同時に不可欠である。 ●外務省の国別開発協力方針との関連性 当該国北部の農村部である本事業の対象地域は、外務省の国別開発協力方針である基本方針（大目標）「経済成長を通じた貧困削減と地域格差是正の支援」及びその重点分野「2. 農村部の所得向上」、「4. 北部地域における平和構築」の対象で特に開発が必要である。 ●「T I C A D V Iにおける我が国取組」との関連性 さらに（エ）T I C A D V Iナイロビ宣言では「繁栄の共有に向けた社会安定化」の優先分野で「教育や職業訓練等を行うことで平和と安定の基礎を作る」ことが求められている。
(3) 上位目標	アジュマニ県における南スーダン難民及びホストコミュニティの最貧困層が収入源を確保し、経済的に自立することで、地域の安定化及び社会開発が促進される。
(4) プロジェクト目標	脆弱な状況に置かれている南スーダン難民及びホストコミュニティの裨益者が、職業訓練により技術・知識を習得し、開業して収入を得る。
(5) 活動内容	【自立支援の3カ年計画】 本申請は、3カ年で自立支援の計画をしている「南スーダン難民居住区及びホストコミュニティにおける自立支援プロジェクト」の2年目、「第二期」と位置付けている。 ◆第一期：一年目 2018 年 2 月～2019 年 1 月 →H29 N 連事業実施中 ◆第二期：二年目 2019 年 2 月～2020 年 1 月 →H30 N 連申請案件 ◆第三期：三年目 2020 年 2 月～2021 年 1 月 →次年度 N 連申請予定 添付 1 (P2) の計画表（青色部分）のように、この3年間で N 連資金を活用し、各期別々の難民・ホストコミュニティ住民への職業訓練と開業支援を行い、当会はその後の2年間のフォローアップを担う（オレンジ部分）。また下記「裨益人口」欄に、添付 1 (P3) を参照し第一期～三期の裨益効果を記載している。 【事業対象・分野】 ◆対象グループと地域

ウガンダ北部アジュマニ県において、パリギニア難民居住区内の PSNs (子どもを抱えるシングルマザー等、特別な支援を必要としている人々) 及びホストコミュニティにおける最貧困層など、「社会的弱者世帯」を対象とし、同地域でニーズのある下記の職業訓練により自立支援を行う。

◆訓練分野(計4分野、合計65名を対象) 添付1 (P4) 参照

- ・ 洋裁：居住区10名、ホストコミュニティ5名 (計15名)
- ・ 編物：居住区10名、ホストコミュニティ5名 (計15名)
- ・ 大工：居住区10名、ホストコミュニティ5名 (計15名)
- ・ レンガ敷設：居住区、ホストコミュニティ各10名 (計20名)
- ＊ 居住区とホストコミュニティの人数比は援助機関と調整済
- ＊ 洋裁/編物は女性、木工大工/レンガ敷設は男性を対象

当会はウガンダ北部において13年間で、元子ども兵200名以上を受け入れ、洋裁/木工大工の訓練により卒業生は全員、社会・経済的に自立を果たしており、この実績を活かして本事業を実施する。

【活動期間・内容】

◆事業期間12ヶ月間で、次の施設設置を含め、活動(1)～(3)を行い、裨益者の職業訓練及び開業支援を行う。

敷地はサイトA、B、C、D、Eの5つに分かれており、それぞれに設置する施設は以下の通りである(施設番号は添付図面等を含めて以降①～⑫で統一する)。

●サイトA

第一期で設置した訓練施設に、次の施設を増設する(活動2-1)。

難民居住区内の仮設職業訓練施設(増設前面積1,750平米+増設面積2,000平米=合計敷地面積3,750平米)

施設内訳：①編物訓練用施設(84.52平米)、②レンガ敷設訓練施設(111.16平米)、③訓練生用トイレ(8.91平米)、④仮設フェンス(40×50m長)、⑤レンガ敷設訓練作業用仮設屋根(135.47平米)

●サイトB：⑩編物仮設店舗(5名グループ用。22平米)

●サイトC：⑪編物仮設店舗(5名グループ用。22平米)

第一期で開業用店舗を設置する難民居住区内のサイトB、Cのスペースに10名の難民訓練生開業用に上記2施設を設置する(活動3-4)。

●サイトD：

ホストコミュニティ内で、20名の難民訓練生開業用に、次の施設を設置する(活動3-5)。

⑥洋裁仮設店舗(10名グループ用。32.5平米)、⑦木工大工仮設店舗(10名グループ用。32.5平米)

●サイトE：

ホストコミュニティ内で、15名のホストコミュニティ訓練生開業用に、次の施設を設置する(活動3-4, 3-5)。

⑧洋裁仮設店舗(5名グループ用。22平米)、⑨木工大工仮設店舗(5名グループ用。22平米)、⑫編物仮設店舗(5名グループ用。22平米)

＊施設の施工について、プロジェクト・マネージャーとプロジェクト・コーディネーターが技術的に現場を管理し、瑕疵がないか、工期に従っているか等、確認を適宜行う。

(1) BHN 支援活動：衣食住・教育・医療など、生活を送る上で最低限必要な人間の基本的ニーズ（BHN：Basic Human Needs）を支援する活動（BHN は国際労働機関（ILO）が提唱）。1-1. 裨益者が訓練に専念できる環境をつくるため、仮設の職業訓練施設（以下、訓練施設）で訓練する間、給食を提供する。1-2. 訓練期間中に、裨益世帯が人間の基本的ニーズ（BHN）を満たして生活できるよう、（食料や日用品等の）生活費クーポンを各世帯へ支給。居住区内で当会とクーポン使用の契約を結ぶ日用品店を裨益者が訪れ、必要な物資と引き換える。

* また、裨益世帯の児童が初等教育を受け教育面で BHN を満たせるよう、教育費の捻出が困難な世帯に、小学校に支払う費用や制服購入費等の教育費を補助する。医療サービスは、同居住区内の公的医療機関から、難民・ホストコミュニティの両裨益者がサービスを原則無料で受けるが、裨益者の健康状態の確認や医療機関へ付き添い等の支援を行う。* 上記 BHN 支援活動は当会の自己資金で行う。

(2) 能力向上支援（職業訓練）：2-2. 必要な訓練用資機材を搬入した後、2-3. 裨益者に、洋裁/編物/木工大工の職業訓練を 8 ヶ月間、平日フルタイムで、2-4. レンガ敷設の訓練を 6 ヶ月間、平日フルタイムで行う。* 4 分野の訓練にあたり、居住区・ホストコミュニティ、また当会の元裨益者で自立している同地域在住の元子ども兵から、専門講師を選定する。（元子ども兵は、過去 N 連事業の裨益者でもある）専門講師が一部理論の授業を行いながら、9 割以上を実技訓練に当て、裨益者が実践的な商品制作・レンガ敷設の技術を習得する。

(3) 収入向上支援（開業支援）：裨益者が開業準備を経て開業し、収入を得るまでの支援を行うため、開業準備として、3-1. レンガ敷設の訓練終盤 2 か月間、専門講師によるビジネス講習の元、各 5 名グループでビジネス計画を策定、3-2. 洋裁/編物/木工大工も同様に終盤 2 ヶ月間でビジネス計画策定を行う。その後、3-3. レンガ敷設では、開業用資機材調達の後、4 グループの組織化、マーケティング支援を行う。3-4. 編物では、開業用資機材の調達、居住区・ホストコミュニティに仮設店舗 3 店舗の設置、組織化、マーケティング支援を行う。グループ組織化は副郡レベルの行政機関にグループの構成メンバーや技術レベル等を報告し、県の地域開発員（CDO）から認証を得る。マーケティングはレンガ敷設では、近隣の工事請負業者へ、編物は制服用セーターを必要とする教育機関等へ裨益者グループの紹介を行う。またグループの看板設置とグループ紹介パンフレットの印刷・配布により、地域住民から受注を得る支援も行う。3-5. 洋裁/木工大工は、居住区・ホストコミュニティに洋裁店 2 店舗、木工所 2 店舗を設置し、資機材調達・設置を行う。その後、3-6. 裨益者が商品制作、サービス提供により収入創出できるよう各グループを訪問し店舗運営、ビジネス運営方法の個別指導を行う。

* 資機材の配置数量：別紙 予算「別表 1；資機材等購入費」に、訓練及び開業に必要な数量を記載している。

裨益人口：計約 2, 540 名（計約 340 世帯）＝①＋②

* 添付 1（P3）参照

①直接裨益者：481 名（65 世帯）

本事業（第二期）で訓練を受ける、南スーダン難民の

	訓練生 40 名とホストコミュニティ住民の訓練生 25 名、及びその 65 世帯の家族 416 名 ②間接裨益者：2,063 名（279 世帯）＝1）＋2）＋3） 1）H29 年度 N 連事業（第一期）で訓練を受けた、南スーダン難民及びホストコミュニティ住民計 42 名（42 世帯）とその家族 268 名 2）本事業終了後（第三期）で職業訓練を受ける、南スーダン難民及びホストコミュニティ住民計 65 名（65 世帯）とその家族 416 名 3）開業した各店舗（＊）の元で、裨益者から技術やビジネスの実地訓練を受ける、南スーダン難民及びホストコミュニティ住民計 172 名（172 世帯）とその家族 1,100 名 ＊前年度事業、本事業、及び本事業終了後に、訓練施設で訓練を終える裨益者が開業する各店舗を指す。
(6) 期待される成果と成果を測る指標	◆事業により達成される具体的な目標（成果） (1) BHN 支援：裨益者が、職業訓練に専念できるよう訓練期間中の裨益世帯の BHN（人間の基本的ニーズ）を満たす。 (2) 能力向上支援：裨益者が、洋裁/編物/木工大工/レンガ敷設の職業訓練を受け、必要な技術・知識を身につける。 (3) 収入向上支援：裨益者が、洋裁/編物/木工大工の店舗を構え、また編物/レンガ敷設グループが組織化し、商品・サービスを販売する。 ◆成果を測る指標と、その指標の確認方法 (1) BHN 支援：訓練施設での訓練中、裨益者へ毎日、給食が提供されている。また訓練期間中、生活費クーポンが各裨益世帯のニーズに応じて毎月支給されている。 (2) 能力向上支援：裨益者が、洋裁/編物/木工大工/レンガ敷設の知識や技術を習得し、女性服・男性服、学校用セーター、椅子・机、壁建設など、市場価値を持つ基本的な商品制作やサービス提供ができる知識・技術レベルになり、最終試験において 70%以上の成績を修めている。 (3) 収入向上支援：職業訓練の終盤 2 か月間で、裨益者が当会職員によるビジネス講習を受け、ビジネス計画が立案される。また裨益者が開業に必要な資機材を供与され、習得した知識と技術により商品・サービスが販売されている。 ◆事業実施前の数値と実施後に期待される数値 ・洋裁/編物/木工大工/レンガ敷設の技術が無い状態から、販売可能なクオリティの商品制作やレンガ敷設ができる状態になっている（各技術訓練の能力試験が 10%→70%に向上）。 ・実施前の裨益者の収入がほぼ 0 円から、本事業終了後、引き続き当会で収入向上のフォローアップを行い、終了後から半年以内で 1 名あたり毎月 10 万ウガンダシリング（約 3,300 円）の収入を得ている。 ●上位目標では、各世帯が経済的に自立を果たしている状態で、本事業

	業終了から2年後には、1名あたり月18万ウガンダシリング(月約6,000円)の収入を想定している。 ・また、居住区・ホストコミュニティの脆弱層である裨益者が、共に技術訓練、収入向上活動、また開業後も資材調達や顧客紹介等を行うことで両者の関係性の構築に寄与する。それにより、現在懸念されている両者間の対立や社会不安を軽減することが期待できる。 ・さらに居住区とホストコミュニティにおいて其々が参加する地域の経済活動の中で交流が行われ、地域が安定し、地域の社会開発が促進されていることが期待される。 (以上の成果が達成されているかどうかは別途、指標を定め、半年後、2年後に評価活動を実施する) ◆T I C A D V Iにおける我が国取組への寄与 若者への教育・職業訓練等をはじめとする平和と安定の実現に向けた基礎作りにおいて、5万人への職業訓練を含む質の高い人材育成を目指している。本事業では、対象地域のビジネス拠点を担う65名に対し職業訓練を行い、人材育成に寄与する(第一期、第三期を合わせると計172名の人材育成)。また事業終了後も、(7)持続可能性 3)、4)のように、開業した店舗から172名が、新たな人材として育成・雇用される事が期待される(添付1、P3参照)。
(7) 持続発展性	1) 裨益者が開業する際、大規模な機材ではなく、裨益者が維持管理可能な最小限の機材供与に留め、運営コストも抑えリスクを低減し、ビジネス運営の持続性を確保する(維持管理の方法は、訓練の際に裨益者が習得する)。 * 近隣地域における当会の類似事業においても、裨益者(元子ども兵・最貧困層)が、木工店・洋裁店を20店舗以上開業している実績があり、地方公務員とほぼ同等の収入を得て持続的に運営している。 2) また裨益者の開業後2年間、裨益者の収入が向上し安定するまでフォローアップを行う(添付1、P2参照)。 3) 本事業地を含めアジュマニ県での洋裁店/編物店/木工所の数、レンガ敷設工の人数は限られているため、本事業終了後の第三期も訓練施設を活用し、新規に難民とホストコミュニティ住民計65名(65世帯)を対象に職業訓練を行い、開業支援を行う。 4) 本事業期間第二期で訓練を受ける65名、上述3)の第三期で訓練を受ける65名、第一期の42名、計172名が開業し(収入向上活動を開始し)、ビジネスの拠点を作る、もしくは組織化される。その各開業店舗/組織の元で、訓練後の裨益者から、実地で技術・ビジネス訓練を受ける難民とホストコミュニティの新規人材計172名(*)が育成・雇用され、地域の生活の向上や社会開発につながる(添付1 P3参照)。 * 裨益者1名が新たに人材1名を育成する想定 5) サイトA, B, Cの難民居住区内の土地についてはウガンダ政府(OPM)から、サイトD, Eの土地についてはホストコミュニティの地主から無償で利用の許可を得ている。事業終了後も、引き続き無償で同サイトを利用する。なお事業終了後の開業用施設については裨益者グループが維持管理を行う。 6) 事業終了後の訓練用施設(サイトA)の利用について、現地政府

	(OPM)との覚書の締結内容に従い、第一期と本事業(第二期)、第三期の3年間とその後のフォローアップ期間の2年間(2022年迄)は引き続き OPM と連携し、当会が運営・維持管理していく。5年間の施設使用後は、5年目の時点で OPM 並びに関係機関と現地ニーズを反映した活用方法を含め出口計画を決定し、OPM もしくは関係機関へ施設とその運営管理を引き継ぐことを確認している。併せて、出口計画のなかで当会と OPM/関係機関が共同して活用する可能性も含めることを確認している。 7) 訓練施設の訓練用資機材に関して、5年間の施設での使用後、OPM 側と協議の上、現地の人々のニーズに沿った形で活用していくことを合意している。活用方法については、OPM との出口戦略の中で決定していくことを合意している。
--	---

(ページ番号標記の上、ここでページを区切ってください)